

広島県告示第三十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成十九年広島県告示第九十五号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成二十二年三月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成二十二年二月二十八日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成二十二年一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更 前		変 更 後	
区 域	区 分	区 域	区 分
小型合併漁業因島市区域（因島市漁業協同組合の地区）	<p>一 総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>二 総トン数十トン未満の漁船により主としてたちうおをとることを目的とする釣り漁業</p> <p>三 総トン数十トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業</p> <p>四 一〜三に掲げる漁業以外の漁業</p>	小型合併漁業因島市区域（因島市漁業協同組合の地区）	<p>一 総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>二 因島土生町で総トン数十トン未満の漁船により主としてたちうおをとることを目的とする釣り漁業</p> <p>三 因島洲江町で総トン数十トン未満の漁船により主としてたちうおをとることを目的とする釣り漁業</p> <p>四 総トン数十トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業</p> <p>五 一〜四に掲げる漁業以外の漁業</p>